

空気調和機器稼働事業のお知らせ

～住宅防音工事で設置したエアコン等の使用に伴う電気料金の一部補助について～

補助の対象となる方

岩国・美保・徳島飛行場周辺で住宅防音工事を実施した住宅に居住されている方で、生活保護法第6条第1項に規定する「被保護者」に該当する方、又は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条の規定により支援給付を受けている方は、住宅防音工事で設置したエアコン等の使用により増加した電気料金の一部が補助されます。

- ※1: 岩国飛行場周辺において中国四国防衛局(旧名称: 広島防衛施設局)からの助成により太陽光発電モニタリングシステムを設置している住宅に居住されている方は対象になりません。
- 2: 防府・小月飛行場周辺につきましては、住宅防音工事対象区域(第一種区域)の指定解除に伴い平成26年5月1日をもちまして当補助事業は終了いたしました。

お問い合わせ先

申込み方法又は内容等については以下の相談窓口までお問い合わせ下さい。

中国四国防衛局 企画部 防音対策課 住宅防音第3係
電話: 082-223-7212
所在地: 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号
広島合同庁舎4号館内